

款	12 公債費	項	1 公債費
---	--------	---	-------

財政課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明																
1 元 金	市債償還事務	11,462,140	○ 市債償還事務 11,462,140 千円																
			・長期債借入金償還元金 11,462,140 千円																
			内訳																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>償還先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府資金</td> <td>4,922,122千円</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体金融機構</td> <td>3,445,817千円</td> </tr> <tr> <td>市中銀行</td> <td>2,512,914千円</td> </tr> <tr> <td>共済組合</td> <td>296,178千円</td> </tr> <tr> <td>県自治振興基金</td> <td>65,653千円</td> </tr> <tr> <td>その他の金融機関等</td> <td>219,456千円</td> </tr> </tbody> </table>	償還先	金額	政府資金	4,922,122千円	地方公共団体金融機構	3,445,817千円	市中銀行	2,512,914千円	共済組合	296,178千円	県自治振興基金	65,653千円	その他の金融機関等	219,456千円		
償還先	金額																		
政府資金	4,922,122千円																		
地方公共団体金融機構	3,445,817千円																		
市中銀行	2,512,914千円																		
共済組合	296,178千円																		
県自治振興基金	65,653千円																		
その他の金融機関等	219,456千円																		
			主な事業の内訳																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義務教育施設整備事業債</td> <td>419,487千円</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理事業債</td> <td>201,963千円</td> </tr> <tr> <td>一般単独事業債(一般)</td> <td>467,219千円</td> </tr> <tr> <td>一般単独事業債(臨時地方道整備)</td> <td>2,483,625千円</td> </tr> <tr> <td>一般単独事業債(旧合併特例)</td> <td>1,030,058千円</td> </tr> <tr> <td>減税補てん債</td> <td>23,854千円</td> </tr> <tr> <td>臨時財政対策債</td> <td>3,130,478千円</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分名称	金額	義務教育施設整備事業債	419,487千円	一般廃棄物処理事業債	201,963千円	一般単独事業債(一般)	467,219千円	一般単独事業債(臨時地方道整備)	2,483,625千円	一般単独事業債(旧合併特例)	1,030,058千円	減税補てん債	23,854千円	臨時財政対策債	3,130,478千円
事業区分名称	金額																		
義務教育施設整備事業債	419,487千円																		
一般廃棄物処理事業債	201,963千円																		
一般単独事業債(一般)	467,219千円																		
一般単独事業債(臨時地方道整備)	2,483,625千円																		
一般単独事業債(旧合併特例)	1,030,058千円																		
減税補てん債	23,854千円																		
臨時財政対策債	3,130,478千円																		
			財源: 使用料及び手数料147,352千円, 諸収入36,714千円, 一般財源11,278,074千円																

款	12 公債費	項	1 公債費
---	--------	---	-------

財政課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明																														
2 利子	市債償還事務	1,246,238	<p>○ 市債償還事務 1,246,238 千円</p> <p>・長期債借入金償還利子 1,234,238 千円</p> <p>内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>償還先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府資金</td> <td>426,855千円</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体金融機構</td> <td>582,760千円</td> </tr> <tr> <td>市中銀行</td> <td>118,140千円</td> </tr> <tr> <td>共済組合</td> <td>16,145千円</td> </tr> <tr> <td>県自治振興基金</td> <td>751千円</td> </tr> <tr> <td>その他の金融機関等</td> <td>89,587千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>主な事業の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義務教育施設整備事業債</td> <td>34,001千円</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理事業債</td> <td>12,729千円</td> </tr> <tr> <td>一般単独事業債(一般)</td> <td>19,593千円</td> </tr> <tr> <td>一般単独事業債(臨時地方道整備)</td> <td>326,987千円</td> </tr> <tr> <td>一般単独事業債(旧合併特例)</td> <td>67,878千円</td> </tr> <tr> <td>減税補てん債</td> <td>478千円</td> </tr> <tr> <td>臨時財政対策債</td> <td>306,694千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・一時借入金利子 12,000 千円</p> <p>財源: 使用料及び手数料35,348千円, 一般財源1,210,890千円</p>	償還先	金額	政府資金	426,855千円	地方公共団体金融機構	582,760千円	市中銀行	118,140千円	共済組合	16,145千円	県自治振興基金	751千円	その他の金融機関等	89,587千円	事業区分名称	金額	義務教育施設整備事業債	34,001千円	一般廃棄物処理事業債	12,729千円	一般単独事業債(一般)	19,593千円	一般単独事業債(臨時地方道整備)	326,987千円	一般単独事業債(旧合併特例)	67,878千円	減税補てん債	478千円	臨時財政対策債	306,694千円
償還先	金額																																
政府資金	426,855千円																																
地方公共団体金融機構	582,760千円																																
市中銀行	118,140千円																																
共済組合	16,145千円																																
県自治振興基金	751千円																																
その他の金融機関等	89,587千円																																
事業区分名称	金額																																
義務教育施設整備事業債	34,001千円																																
一般廃棄物処理事業債	12,729千円																																
一般単独事業債(一般)	19,593千円																																
一般単独事業債(臨時地方道整備)	326,987千円																																
一般単独事業債(旧合併特例)	67,878千円																																
減税補てん債	478千円																																
臨時財政対策債	306,694千円																																

款	12 公債費	項	1 公債費
---	--------	---	-------

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
3 公債諸費	市債償還事務	80	<p>○ 市債償還事務 80 千円</p> <p>・償還手数料等 80 千円</p> <p>財源:一般財源80千円</p>

款	13 予備費	項	1 予備費
---	--------	---	-------

財政課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 予備費	予備費	50,000	○ 予備費 50,000 千円 財源:一般財源50,000千円

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	1 公設浄化槽管理費	項	1 公設浄化槽管理費
---	------------	---	------------

玉山事務所

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明																
1 公設浄化槽 一般管理費	公設浄化槽 一般管理事務	380	<p>○公設浄化槽一般管理事務 公設浄化槽事業における使用料の賦課徴収に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料賦課計算業務委託料 329千円 ・一般消耗品費, 郵便料, 口座振替手数料 51千円 <p>●公設浄化槽設置状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>14人槽</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>18人槽</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>21人槽</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	基数	5人槽	26	7人槽	93	10人槽	2	14人槽	1	18人槽	1	21人槽	2		125
	人槽区分	基数																	
5人槽	26																		
7人槽	93																		
10人槽	2																		
14人槽	1																		
18人槽	1																		
21人槽	2																		
	125																		
	公設浄化槽普及事務	3	<p>○公設浄化槽普及事務 排水設備の整備に係る融資制度の活用により, 公設浄化槽の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽排水設備利子補給金 3千円 																

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	1 公設浄化槽管理費	項	1 公設浄化槽管理費
---	------------	---	------------

玉山事務所

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 公設浄化槽施設管理費	公設浄化槽 施設管理事務	5,838	<p>○公設浄化槽施設管理事務 既設の公設浄化槽125基の管理運営に要する費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設浄化槽保守点検委託料 2,754千円 ・法定検査手数料 635千円 ・汚泥汲み取り手数料 1,683千円 ・消費税及び地方消費税納付額 368千円 ・施設修繕料 213千円 ・一般消耗品費, 自動車関係費 185千円

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	2 公債費	項	1 公債費
---	-------	---	-------

玉山事務所

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 利子	市債償還事務	1,087	<p>○市債償還事務 公設浄化槽事業長期債償還に要する経費</p> <p>・利子支払額 1,087千円</p>

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	2 公債費	項	1 公債費
---	-------	---	-------

玉山事務所

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 元金	市債償還事務	1,283	<p>○市債償還事務 公設浄化槽事業長期債償還に要する経費</p> <p>・元金支払額 1,283千円</p>

農業集落排水事業費特別会計【歳入】

款	1 使用料及び手数料	項	1 使用料
---	------------	---	-------

経営企画課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 農業集落排水施設使用料	農業集落排水施設使用料	73,179	<p>○農業集落排水施設使用料 73,179千円 生活環境改善及び水質保全を目的として設置している農業集落排水施設使用料である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度分 71,154千円 ・ 滞繰分 2,025千円

農業集落排水事業費特別会計【歳入】

款	2 繰入金	項	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------

経営企画課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	441,911	○ 一般会計繰入金 441,911千円 市内7地区で実施している農業集落排水事業に要する費用に対し一般会計を繰入れ、事業運営の安定化を図るものである。

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	1 農業集落排水事業費	項	1 農業集落排水整備費
---	-------------	---	-------------

給排水課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 農業集落排水整備費	農業集落排水事業推進事務	17	<p>○農業集落排水事業推進事務 融資制度の活用により、水洗化・排水設備の普及を図る。</p> <p>・農業集落排水設備普及資金利子補給金 17 千円</p>

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	2 農業集落排水 施設管理費	項	1 農業集落排水 施設管理費
---	-------------------	---	-------------------

総務課・経営企画課・下水道施設管理課・玉山事務所

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 農業集落排水施設管理費	農業集落排水 施設管理事業	92,278	<p>○農業集落排水施設管理事業 農業集落排水事業の管理運営に要する経費 管理対象施設 次の地区に設置している農業集落排水処理施設（7施設） 太田地区，太田第二地区，乙部地区，乙部第二地区，上飯岡地区，下飯岡地区，巻堀地区</p> <p>総務課に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（一社）地域環境資源センター負担金 20千円 ・（一社）地域環境資源センター負担金 20千円 <p>経営企画課に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料賦課計算等業務委託料 19,145千円 ・水道事業会計への負担金（郵便料） 4,500千円 ・消費税及び地方消費税納付額 381千円 ・消費税及び地方消費税納付額 14,057千円 ・口座振替手数料，消耗品費等 207千円 <p>下水道施設管理課に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 65,900千円 ・施設修繕料 20,169千円 ・施設修繕料 3,000千円 ・通信料 2,370千円 ・汚泥くみ取り等手数料 17,995千円 ・処理施設維持管理等委託料 20,839千円 ・消耗品費，自動車関係費等 1,527千円 <p>玉山事務所に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 7,213千円 ・光熱水費 2,167千円 ・施設修繕料 300千円 ・汚泥くみ取り手数料 742千円 ・処理施設維持管理等委託料 3,600千円 ・電報電話料，消耗品費，法定検査手数料等 404千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

下水道整備課

款	2 農業集落排水 施設管理費	項	1 農業集落排水 施設管理費
---	-------------------	---	-------------------

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 農業 集落 排 水 施 設 管 理 費	農業集落排水施設 最適整備構想策定事業	14,000	<p>○農業集落排水施設最適整備構想策定事業 盛岡市上下水道局が管理する農業集落排水施設の機能診断調査を行い、今後のあり方について検討し、最適整備構想策定を行う。</p> <p>・農業集落排水施設機能診断調査業務委託 2,000千円×7地区</p> <p style="text-align: right;">14,000 千円</p>

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	3 公債費	項	1 公債費
---	-------	---	-------

経営企画課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 元金	市債償還事務	343,409	○市債償還事務 農業集落排水事業長期債償還に要する経費 ・元金支払額 343,409 千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	3 公債費	項	1 公債費
---	-------	---	-------

経営企画課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 利子	市債償還事務	79,543	○市債償還事務 農業集落排水事業長期債償還に要する経費 ・利子支払額 79,543 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳入】

款	3 諸 収 入	項	1 貸付金元利収入
---	---------	---	-----------

子ども青少年課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 貸付金元利収入	母子福祉資金貸付元利収入	52,589	○ 母子福祉資金貸付元利収入 母子福祉資金元金収入(現年度分) 41,688 千円 母子福祉資金利子収入(現年度分) 164 千円 母子福祉資金元金収入(過年度分) 10,697 千円 母子福祉資金利子収入(過年度分) 40 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	1貸付費
---	----------------	---	------

子ども青少年課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 母子福祉資金貸付費	母子福祉資金貸付金	112,121	<p>○母子福祉資金貸付金 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進することを目的として福祉資金の貸付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉資金貸付金 47,582 千円 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項の規定に基づく国からの借入の償還金 45,305 千円 ・一般会計への繰出金 19,234 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	1貸付費
---	----------------	---	------

子ども青少年課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 父子福祉資金貸付費	父子福祉資金貸付金	4,476	<p>○父子福祉資金貸付金 父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進することを目的として福祉資金の貸付を行う。</p> <p>・父子福祉資金貸付金 4,476 千円</p>

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	1 貸付費
---	-----------------	---	-------

子ども青少年課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
3 寡婦福祉資金貸付費	寡婦福祉資金貸付金	2,442	<p>○寡婦福祉資金貸付金 寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、福祉資金の貸付を行う。</p> <p>・寡婦福祉資金貸付金 2,442 千円</p>

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	2 貸付事務費
---	-----------------	---	---------

子ども青少年課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 貸付事務費	母子父子寡婦福祉資金貸付事務	12,107	<p>○母子父子寡婦福祉資金貸付事務</p> <p>母子家庭の母子や父子家庭の父子、寡婦等に対し福祉資金の貸付を行うための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員報酬等(4人) 9,232 千円 ・委託料(システム関係) 1,567 千円 ・その他の経費 1,308 千円

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	1 国民健康保険税	項	1 国民健康保険税
---	-----------	---	-----------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明				
一般被保険者国民健康保険税	1 医療給付費分 現年課税分	3,210,409	【平成29年度】				
			節		調定額×収納率=収入額(予算額)		
			1 医療給付費分現年課税分	3,705,405 千円×	89.34 % =	3,310,409 千円	
	2 後期高齢者支援金分 現年課税分	1,001,657	2 支援金分現年課税分	1,121,174 千円×	89.34 % =	1,001,657 千円	
			3 介護納付金費分現年課税分	411,371 千円×	89.34 % =	367,519 千円	
			4 医療給付費分滞納繰越分	1,575,863 千円×	24.10 % =	379,783 千円	
	3 介護納付金分 現年課税分	367,519	5 支援金分滞納繰越分	400,145 千円×	24.10 % =	96,435 千円	
			6 介護納付金費分滞納繰越分	226,875 千円×	24.10 % =	54,677 千円	
			合計			5,210,480 千円	
				【平成28年度当初予算】			
				節		調定額×収納率=収入額(予算額)	
	4 医療給付費分 滞納繰越分	379,783	1 医療給付費分現年課税分	3,777,297 千円×	88.25 % =	3,333,607 千円	
		2 支援金分現年課税分	1,142,924 千円×	88.25 % =	1,008,676 千円		
5 後期高齢者支援金分 滞納繰越分	96,435	3 介護納付金費分現年課税分	421,247 千円×	87.86 % =	370,094 千円		
		4 医療給付費分滞納繰越分	1,888,991 千円×	21.00 % =	396,688 千円		
		5 支援金分滞納繰越分	479,653 千円×	21.00 % =	100,727 千円		
6 介護納付金分 滞納繰越分	54,677	6 介護納付金費分滞納繰越分	271,958 千円×	21.00 % =	57,111 千円		
		合計			5,266,903 千円		
			【比較】				
			節	調定額	収納率	収入額(予算額)	
			1 医療給付費分現年課税分	△ 71,892 千円	1.09 %	△ 23,198 千円	
			2 支援金分現年課税分	△ 21,750 千円	1.09 %	△ 7,019 千円	
			3 介護納付金費分現年課税分	△ 9,876 千円	1.48 %	△ 2,575 千円	
			4 医療給付費分滞納繰越分	△ 313,128 千円	3.10 %	△ 16,905 千円	
			5 支援金分滞納繰越分	△ 79,508 千円	3.10 %	△ 4,292 千円	
			6 介護納付金費分滞納繰越分	△ 45,083 千円	3.10 %	△ 2,434 千円	
			合計			△ 56,423 千円	

※記載している将来満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。

※記載している将来満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	1 国民健康保険税	項	1 国民健康保険税
---	-----------	---	-----------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明																																
2 退職被保険者等国民健康保険税	1 医療給付費分 現年課税分	68,071	【平成29年度】																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th colspan="3">調定額×収納率=収入額(予算額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医療給付費分現年課税分</td> <td>70,176千円×</td> <td>97.00%</td> <td>= 68,071千円</td> </tr> <tr> <td>2 支援金分現年課税分</td> <td>21,212千円×</td> <td>97.00%</td> <td>= 20,576千円</td> </tr> <tr> <td>3 介護納付金費分現年課税分</td> <td>20,442千円×</td> <td>97.00%</td> <td>= 19,829千円</td> </tr> <tr> <td>4 医療給付費分滞納繰越分</td> <td>51,524千円×</td> <td>21.00%</td> <td>= 10,820千円</td> </tr> <tr> <td>5 支援金分滞納繰越分</td> <td>10,638千円×</td> <td>21.00%</td> <td>= 2,234千円</td> </tr> <tr> <td>6 介護納付金費分滞納繰越分</td> <td>12,119千円×</td> <td>21.00%</td> <td>= 2,545千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>124,075千円</td> </tr> </tbody> </table>	節	調定額×収納率=収入額(予算額)			1 医療給付費分現年課税分	70,176千円×	97.00%	= 68,071千円	2 支援金分現年課税分	21,212千円×	97.00%	= 20,576千円	3 介護納付金費分現年課税分	20,442千円×	97.00%	= 19,829千円	4 医療給付費分滞納繰越分	51,524千円×	21.00%	= 10,820千円	5 支援金分滞納繰越分	10,638千円×	21.00%	= 2,234千円	6 介護納付金費分滞納繰越分	12,119千円×	21.00%	= 2,545千円	計			124,075千円
	節	調定額×収納率=収入額(予算額)																																	
	1 医療給付費分現年課税分	70,176千円×	97.00%	= 68,071千円																															
	2 支援金分現年課税分	21,212千円×	97.00%	= 20,576千円																															
	3 介護納付金費分現年課税分	20,442千円×	97.00%	= 19,829千円																															
	4 医療給付費分滞納繰越分	51,524千円×	21.00%	= 10,820千円																															
	5 支援金分滞納繰越分	10,638千円×	21.00%	= 2,234千円																															
	6 介護納付金費分滞納繰越分	12,119千円×	21.00%	= 2,545千円																															
	計			124,075千円																															
	2 後期高齢者支援金分 現年課税分	20,576		※記載している桁未満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。																															
	3 介護納付金分 現年課税分	19,829																																	
4 医療給付費分 滞納繰越分	10,820	【平成28年度当初予算】																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th colspan="3">調定額×収納率=収入額(予算額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医療給付費分現年課税分</td> <td>130,987千円×</td> <td>95.60%</td> <td>= 125,223千円</td> </tr> <tr> <td>2 支援金分現年課税分</td> <td>39,594千円×</td> <td>95.60%</td> <td>= 37,851千円</td> </tr> <tr> <td>3 介護納付金費分現年課税分</td> <td>38,157千円×</td> <td>95.60%</td> <td>= 36,478千円</td> </tr> <tr> <td>4 医療給付費分滞納繰越分</td> <td>84,296千円×</td> <td>21.00%</td> <td>= 17,702千円</td> </tr> <tr> <td>5 支援金分滞納繰越分</td> <td>17,405千円×</td> <td>21.00%</td> <td>= 3,655千円</td> </tr> <tr> <td>6 介護納付金費分滞納繰越分</td> <td>19,824千円×</td> <td>21.00%</td> <td>= 4,163千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>225,072千円</td> </tr> </tbody> </table>	節		調定額×収納率=収入額(予算額)			1 医療給付費分現年課税分	130,987千円×	95.60%	= 125,223千円	2 支援金分現年課税分	39,594千円×	95.60%	= 37,851千円	3 介護納付金費分現年課税分	38,157千円×	95.60%	= 36,478千円	4 医療給付費分滞納繰越分	84,296千円×	21.00%	= 17,702千円	5 支援金分滞納繰越分	17,405千円×	21.00%	= 3,655千円	6 介護納付金費分滞納繰越分	19,824千円×	21.00%	= 4,163千円	計			225,072千円
節	調定額×収納率=収入額(予算額)																																		
1 医療給付費分現年課税分	130,987千円×	95.60%	= 125,223千円																																
2 支援金分現年課税分	39,594千円×	95.60%	= 37,851千円																																
3 介護納付金費分現年課税分	38,157千円×	95.60%	= 36,478千円																																
4 医療給付費分滞納繰越分	84,296千円×	21.00%	= 17,702千円																																
5 支援金分滞納繰越分	17,405千円×	21.00%	= 3,655千円																																
6 介護納付金費分滞納繰越分	19,824千円×	21.00%	= 4,163千円																																
計			225,072千円																																
5 後期高齢者支援金分 滞納繰越分	2,234		※記載している桁未満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。																																
6 介護納付金分 滞納繰越分	2,545																																		
		【比較】																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>調定額</th> <th>収納率</th> <th>収入額(予算額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医療給付費分現年課税分</td> <td>△ 60,811千円</td> <td>1.40%</td> <td>△ 57,152千円</td> </tr> <tr> <td>2 支援金分現年課税分</td> <td>△ 18,382千円</td> <td>1.40%</td> <td>△ 17,275千円</td> </tr> <tr> <td>3 介護納付金費分現年課税分</td> <td>△ 17,715千円</td> <td>1.40%</td> <td>△ 16,649千円</td> </tr> <tr> <td>4 医療給付費分滞納繰越分</td> <td>△ 32,772千円</td> <td>0.00%</td> <td>△ 6,882千円</td> </tr> <tr> <td>5 支援金分滞納繰越分</td> <td>△ 6,767千円</td> <td>0.00%</td> <td>△ 1,421千円</td> </tr> <tr> <td>6 介護納付金費分滞納繰越分</td> <td>△ 7,705千円</td> <td>0.00%</td> <td>△ 1,618千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>△ 100,997千円</td> </tr> </tbody> </table>	節	調定額	収納率	収入額(予算額)	1 医療給付費分現年課税分	△ 60,811千円	1.40%	△ 57,152千円	2 支援金分現年課税分	△ 18,382千円	1.40%	△ 17,275千円	3 介護納付金費分現年課税分	△ 17,715千円	1.40%	△ 16,649千円	4 医療給付費分滞納繰越分	△ 32,772千円	0.00%	△ 6,882千円	5 支援金分滞納繰越分	△ 6,767千円	0.00%	△ 1,421千円	6 介護納付金費分滞納繰越分	△ 7,705千円	0.00%	△ 1,618千円	計			△ 100,997千円	
節	調定額	収納率	収入額(予算額)																																
1 医療給付費分現年課税分	△ 60,811千円	1.40%	△ 57,152千円																																
2 支援金分現年課税分	△ 18,382千円	1.40%	△ 17,275千円																																
3 介護納付金費分現年課税分	△ 17,715千円	1.40%	△ 16,649千円																																
4 医療給付費分滞納繰越分	△ 32,772千円	0.00%	△ 6,882千円																																
5 支援金分滞納繰越分	△ 6,767千円	0.00%	△ 1,421千円																																
6 介護納付金費分滞納繰越分	△ 7,705千円	0.00%	△ 1,618千円																																
計			△ 100,997千円																																

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	3 国庫支出金	項	1 国庫負担金
---	---------	---	---------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
療養給付費等負担金	1 現年度分	4,562,993	<p>【制度】 国保財政の基盤確立と事業の健全な運営に資するため、次の(1)と(2)の費用の100分の32が負担金として交付されるものである。 (1) 一般被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額(3月診療～2月診療) (2) 後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の納付に要する費用の額</p> <p>【内訳】 1 現年度分 (1)～(3)の合算額 4,562,993千円 (1) 療養給付費負担金 3,173,487千円 次の①から②を控除した額の100分の32 ①一般被保険者の療養の給付費(病気や怪我に関して診察、治療、投薬などを現物給付)に要する費用の額から一部負担金を控除した額 高額療養費等に要する費用の額 前期高齢者納付金に要する費用の額(前期高齢者交付金がある場合にはこれを控除した金額) ②保険基盤安定繰入金額の2分の1 第三者行為等による返還金</p> (2) 後期高齢者医療費支援金負担金 998,372千円 (3) 介護納付金負担金 391,134千円 2 過年度分 1千円
	2 過年度分	1	

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	3 国庫支出金	項	1 国庫負担金
---	---------	---	---------

健康保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
2 高額医療費共同事業負担金	1 高額医療費 共同事業負担金	164,419	<p>【制 度】</p> <p>県内各保険者が一定の基準により岩手県国民健康保険団体連合会に拠出する高額医療費共同事業拠出金に対して、拠出金の4分の1に相当する額を国・県が負担するものである。</p> <p>【内 訳】</p> <p>高額医療費共同事業拠出金 657,677,000円×1/4=164,419,250円</p>

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	3 国庫支出金	項	2 国庫補助金
---	---------	---	---------

健康保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1	1 財政調整交付金	1,910,567	<p>【制 度】</p> <p>(1) 普通調整交付金 定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するために、市町村の財政需要（調整対象需要額）及び財政収入（調整対象収入額）を算定し、需要額が調整対象収入額を超える市町村に対して、その超える額を基準として予算の範囲内で交付されるものである。</p> <p>(2) 特別調整交付金 画一的な算定方法によっては措置できない特別の事情がある場合にそれらの事情を考慮して交付されるものである。</p> <p>【内 訳】</p> <p>(1) 普通調整交付金 1,573,947 千円</p> <p>(2) 特別調整交付金 (計) 336,620 千円</p> <p><特別調整交付金の内訳></p> <p>①療養費適正化パンフレット購入費用 363 千円</p> <p>②ジェネリック医薬品希望カード購入費用 332 千円</p> <p>③ジェネリック医薬品利用差額通知 578 千円</p> <p>④特定健診未受診者対策 1,036 千円</p> <p>⑤非自発的失業軽減 6,671 千円</p> <p>⑥被扶養者減免 6,310 千円</p> <p>⑦臓器提供意思表示保護シール購入費 527 千円</p> <p>⑧結核・精神に係る療養給付費等 39,723 千円</p> <p>⑨経営姿勢良好 120,700 千円</p> <p>⑩東日本大震災財政負担 160,380 千円</p>
財政調整交付金			

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	4 療養給付費交付金	項	1 療養給付費交付金
---	------------	---	------------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 療養給付費交付金	1 療養給付費交付金	803,636	<p>【制度】</p> <p>退職者医療制度において、市町村が負担する退職被保険者等に係る医療給付や後期高齢者支援金等に要する費用のうち、保険税、第三者納付金等の額を控除した額については、社会保険診療報酬支払基金が交付する療養給付費交付金を充てるものである。</p>

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	5 前期高齢者交付金	項	1 前期高齢者交付金
---	------------	---	------------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 前期 高齢 者 交 付 金	1 前期高齢者交付金	7,851,203	<p>【制度】</p> <p>各保険者の前期高齢者の割合に伴う負担の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金が実施主体となり交付金が交付されるものである。また、2年度後に確定額により精算されることになる。</p>

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	6 県支出金	項	1 県負担金
---	--------	---	--------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 高額医療費 共同事業負担金	1 高額医療費 共同事業負担金	164,419	<p>【制度】</p> <p>県内各保険者が一定の基準により岩手県国民健康保険団体連合会に拠出する高額医療費共同事業拠出金に対して、拠出金の4分の1に相当する額を国・県が負担するものである。</p> <p>【内訳】</p> <p>高額医療費共同事業拠出金 657,677,000円×1/4=164,419,250円</p>

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	6 県支出金	項	2 県補助金
---	--------	---	--------

健康保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1	1 財政調整交付金	1,130,130	<p>【制 度】</p> <p>(1) 普通調整交付金 定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するために、市町村の財政需要(調整対象需要額)及び財政収入(調整対象収入額)を算定し、需要額が調整対象収入額を超える市町村に対して、その超える額を基準として予算の範囲内で交付されるものである。</p> <p>(2) 特別調整交付金 画一的な算定方法によっては措置できない特別の事情がある場合にそれらの事情を考慮して交付されるものである。</p> <p>【内 訳】</p> <p>(1) 普通調整交付金 898,592 千円</p> <p>(2) 特別調整交付金 (計) 231,538 千円</p> <p><特別調整交付金の内訳></p> <p>①医療費通知 9,735 千円</p> <p>②医療費適正化に資する事業 9,879 千円</p> <p>③保健事業 3,917 千円</p> <p>④保険税適正賦課及び収納率向上対策事業 20,000 千円</p> <p>⑤特定健診等受診率等向上対策事業 9,673 千円</p> <p>⑥被災保険者一部負担金免除 25,876 千円</p> <p>⑦交付予算額と交付額との差額の按分交付 152,458 千円</p>
財政調整交付金			

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	7 共同事業交付金	項	1 共同事業交付金
---	-----------	---	-----------

健康保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 高額医療費共同事業交付金	1 高額医療費 共同事業交付金	674,570	<p>【制 度】</p> <p>高額医療費（1件80万円超）発生による財政運営の不安定を緩和するための交付金である。岩手県国民健康保険団体連合会が事業主体であり、各市町村が交付金の事業費として支出した拠出金に対して、国、県が各4分の1を負担している。</p> <p>【内 訳】</p> <p>前年度1月支出負担行為（12月診療分）から当該年度12月支出負担行為（11月診療分）までの医療費において、1件80万円を超えた場合、超えた部分の100分の59が交付される。</p> <p>高額医療費共同事業交付金 674,570,582円</p>

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	7 共同事業交付金	項	1 共同事業交付金
---	-----------	---	-----------

健康保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
2	1 保険財政 共同安定化事業 交付金	6,664,471	<p>【制 度】</p> <p>県内各市町村の保険料の平準化及び財政の安定化を図るための交付金である。 岩手県国民健康保険団体連合会が事業主体であり、各市町村の拠出金で運営している。</p> <p>【内 訳】</p> <p>前年度1月支出負担行為（12月診療分）から当該年度12月支出負担行為（11月診療分）までの全ての医療費において、80万円までの部分に給付率（県内市町村における前々年度以前3年間の「（保険者負担額+高額療養費）/費用額」）を乗じて得た額の100分の59が交付される。</p> <p>保険財政共同安定化事業交付金 6,664,471,122円</p>

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	9 繰入金	項	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 一般会計繰入金	1 保険基盤安定繰入金	1,389,572	<p>【制度】 地方財政計画に経費が計上され、繰出しの基本的な考え方は、総務省内かんによる。また、繰入れに要する経費は、地方交付税により所要の措置が講じられる。 (法定外繰入金を除く。)</p> <p>【内訳】</p> <p>① 保険基盤安定制度に係る繰入れ 1,389,572 千円</p> <p>(1) 保険税軽減分 被保険者の保険税負担の緩和と市町村国保の財政基盤安定のため、一般被保険者分の軽減相当額(応益分の均等割と平等割額)を県3/4, 市(一般会計)1/4が負担する。</p> <p>(2) 保険者支援分 保険税軽減世帯の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合を国1/2, 県及び市(一般会計)1/4が負担する。</p> <p>② 国保財政安定化支援事業に係る繰入れ 272,282 千円 国保財政は、国庫負担金と国保税で賄うことが基本原則であるが、保険者の責めに帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因に着目して、一般会計から繰出しを認めるもの。応割保険税負担能力が特に不足していること、病床数が特に多いこと及び高齢者が特に多いことによるものの3項目により算定。</p> <p>③ 出産育児一時金に係る繰入れ 62,872 千円</p> <p>④ 国民健康保険事務費に係る繰入れ 304,403 千円</p> <p>⑤ 医療費助成の現物給付による国庫補助減額分 13,432 千円</p>
	2 その他 一般会計繰入金	652,989	

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	9	繰入金	項	2	基金繰入金
---	---	-----	---	---	-------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 財政調整基金繰入金	1 財政調整基金繰入金	50,000	<p>【制度】</p> <p>盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例（昭和63年3月23日条例第2号）第1条</p> <p>国民健康保険事業に係る保険給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護納付金の納付に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため、国民健康保険事業財政調整基金が設置されている。</p> <p>【内訳】</p> <p>財政調整基金繰入金 50,000千円 保険給付等に不足が見込まれることから、財政調整基金より5千万円を繰り入れるものである。</p>

国民健康保険費特別会計 【歳入】

款	11 諸収入	項	1 延滞金, 加算金 及び過料
---	--------	---	--------------------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明																								
1 一般被 保険者 延滞金	1 医療給付費分	68,590	◆ 一般被保険者保険税の延滞納付に係る延滞金 88,590 千円 1 医療給付費分 68,590 千円 2 後期高齢者支援金分 12,000 千円 3 介護納付金分 8,000 千円																								
	2 後期高齢者支援金分	12,000																									
	3 介護納付金分	8,000																									
			(千円)																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度当初</th> <th>25年度当初</th> <th>26年度当初</th> <th>27年度当初</th> <th>28年度当初</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般医療分</td> <td>24,600</td> <td>39,600</td> <td>45,000</td> <td>56,200</td> <td>68,590</td> </tr> <tr> <td>一般後期分</td> <td>3,400</td> <td>3,400</td> <td>6,000</td> <td>6,800</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>一般介護分</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>4,500</td> <td>5,000</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	24年度当初	25年度当初	26年度当初	27年度当初	28年度当初	一般医療分	24,600	39,600	45,000	56,200	68,590	一般後期分	3,400	3,400	6,000	6,800	12,000	一般介護分	3,000	3,000	4,500	5,000	8,000
区分	24年度当初	25年度当初	26年度当初	27年度当初	28年度当初																						
一般医療分	24,600	39,600	45,000	56,200	68,590																						
一般後期分	3,400	3,400	6,000	6,800	12,000																						
一般介護分	3,000	3,000	4,500	5,000	8,000																						

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	1 総務費	項	1 総務管理費
---	-------	---	---------

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 一般管理費	一般管理事務	147,063	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費(18人) 120,609 千円 ・郵便料 4,077 千円 ・国保給付システム導入運用委託料 8,393 千円 ・事務支援システム機器賃貸借料 4,148 千円 ・その他の経費 9,836 千円
	保険者事務 共同電算処理事務	45,506	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県国保連が行う保険者事務の共同処理に係る委託経費 45,506 千円
	医療費適正化対策事業	27,268	<p>国保加入者の高齢化や疾病構造の変化等により年々医療費が増加している状況を踏まえ、国保事業の適正・円滑な運営の確保及び国保財政の安定化等のため、医療費適正化の推進を図るものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① レセプト点検体制の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> レセプト審査専門員報酬(3人) 7,276 千円 6,261 千円 社会保険料 976 千円 需用費 39 千円 ② 国保被保険者の指導の徹底等 <ul style="list-style-type: none"> パンフレット作成等に係る印刷製本費 19,992 千円 2,170 千円 委託料(医療費通知作成業務等) 7,100 千円 郵便料 10,722 千円

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	1 総務費	項	1 総務管理費
---	-------	---	---------

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 連合会負担金	連合会負担金	36,222	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県国民健康保険団体連合会負担金 36,146 千円 ・国保盛岡地区協議会負担金 76 千円

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	2 徴税费
---	-------	---	-------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 賦課徴収費	賦課徴収事務	135,084	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費(15人) 102,024 千円 ・委託料 26,331 千円 <li style="padding-left: 20px;">(賦課計算業務委託料 26,331 千円) ・郵便料 5,506 千円 ・その他の経費 1,223 千円
	収納率向上対策事業	55,082	<ul style="list-style-type: none"> ・納税推進員経費(8人) 16,280 千円 ・委託料 13,038 千円 <li style="padding-left: 20px;">(収納消込業務委託ICS 5,534 千円) <li style="padding-left: 20px;">(公金収納消込業務委託 岩手銀行 2,123 千円) <li style="padding-left: 20px;">(口座振替業務委託 5,381 千円) ・郵便料 7,214 千円 ・納税推進センターに係る経費 7,377 千円 ・コンビニ収納に係る経費 3,497 千円 ・口座振替手数料 1,134 千円 ・ペイジー口座振替受付サービスに係る経費 206 千円 ・その他の経費 6,336 千円

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	1 総務費	項	3 運営協議会費
---	-------	---	----------

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 運営協議会費	国保運営協議会事務	558	<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営協議会委員報酬 346 千円 ・岩手県国保運営委員協議会負担金 66 千円 ・その他の経費 146 千円

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	2 保険給付費	項	1 療養諸費
---	---------	---	--------

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明									
12 一般退職被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費	16,205,111	・療養の給付及び療養費の支給 療養の給付及び療養費は、次の負担割合により医療費を支給する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分(一般・退職共通)</th> <th>保険者の負担(支給)割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義務教育就学(小学校入学)後70歳未満</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>0歳以上義務教育就学(小学校入学)前</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>8割(一定以上の所得のある者は7割)</td> </tr> </tbody> </table> ※70歳以上の医療費自己負担割合が2割の被保険者は国の特例措置により1割 ただし、26年度以降に70歳となる者から特例措置がなくなり2割の自己負担。	区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合	義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割	0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割	70歳以上	8割(一定以上の所得のある者は7割)	
	区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合										
義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割											
0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割											
70歳以上	8割(一定以上の所得のある者は7割)											
	退職被保険者等療養給付費	309,873										
34 一般退職被保険者療養費	一般被保険者療養費	112,252	29年度の見込み <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>被保険者数</th> <th>保険者負担額</th> <th>1人当り保険者負担額</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>千円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58,100</td> <td>16,629,773</td> <td>286,227</td> </tr> </tbody> </table> ※一般被保険者及び退職被保険者等の合計	被保険者数	保険者負担額	1人当り保険者負担額	人	千円	円	58,100	16,629,773	286,227
	被保険者数	保険者負担額		1人当り保険者負担額								
人	千円	円										
58,100	16,629,773	286,227										
	退職被保険者等療養費	2,497										
5 審査支払手数料	審査支払手数料	54,048	・受診費用の請求等の審査を岩手県国民健康保険団体連合会に委託 29年度の見込み <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>単価</th> <th>件数見込</th> <th>費用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48円</td> <td>1,126,000件</td> <td>54,048,000円</td> </tr> </tbody> </table>	単価	件数見込	費用総額	48円	1,126,000件	54,048,000円			
単価	件数見込	費用総額										
48円	1,126,000件	54,048,000円										

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 高額療養費
---	---------	---	---------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明																										
12 一退 般職 被保 険者 等 高 額 療 養 費	一般被保険者 高額療養費	2,293,327	<p>・高額療養費の支給 次のような場合に、その超えた分を高額療養費として支給する。 【要件】 同じ人が同じ月内に医療機関に支払った一部負担金在自己負担限度額を超えた場合、超えた分が申請により払い戻される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 月の1日から末日までをひと月分として計算 ■ 医療機関ごと、入院・外来ごとに計算 ■ 同じ月内、同じ世帯で1件21,000円以上かかった診療が、2件以上あった場合は合算 (上記は70歳未満の場合、70歳～74歳の場合は、すべての医療費が合算対象) ■ 外来の院外処方薬局に支払った金額は、処方箋を出した医療機関での一部負担金として合算 ■ 厚生労働大臣が定める疾病で、療養期間が長く、かつ、高額な治療を継続する血友病や人工透析治療を行う慢性腎不全等の場合は、自己負担が1万円(70歳未満の上位所得者で人工透析が必要な慢性腎不全の方は2万円)で、その額を超えた分を国保が負担 																										
	退職被保険者等 高額療養費	58,272																											
70歳未満			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">所得要件</th> <th colspan="2">自己負担の限度額</th> </tr> <tr> <th>過去12ヵ月間に1回～3回の該当</th> <th>4回以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア</td> <td>旧ただし書所得 901万円超</td> <td>252,600円 +(総医療費-842,000円)×1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td>旧ただし書所得 600万円～901万円以下</td> <td>167,400円 +(総医療費-558,000円)×1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>旧ただし書所得 210万円～600万円以下</td> <td>80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>旧ただし書所得 210万円以下</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>住民税非課税世帯等</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所得要件	自己負担の限度額		過去12ヵ月間に1回～3回の該当	4回以上	ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	イ	旧ただし書所得 600万円～901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	ウ	旧ただし書所得 210万円～600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円	オ	住民税非課税世帯等	35,400円	24,600円
区分	所得要件	自己負担の限度額																											
		過去12ヵ月間に1回～3回の該当	4回以上																										
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円)×1%	140,100円																										
	イ	旧ただし書所得 600万円～901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円)×1%	93,000円																									
ウ		旧ただし書所得 210万円～600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%	44,400円																									
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円																										
オ	住民税非課税世帯等	35,400円	24,600円																										
70歳から74歳			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">外来の限度額 (個人ごと)</th> <th>入院と外来を合わせた負担限度額 (世帯)</th> </tr> <tr> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上 所得者</td> <td>44,400円</td> <td>・80,100円+総医療費から267,000円を引いた額の1% ・過去12ヵ月間に負担限度額4回目以降の場合は44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	外来の限度額 (個人ごと)	入院と外来を合わせた負担限度額 (世帯)		一定以上 所得者	44,400円	・80,100円+総医療費から267,000円を引いた額の1% ・過去12ヵ月間に負担限度額4回目以降の場合は44,400円	一般	12,000円	44,400円	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円										
区分	外来の限度額 (個人ごと)	入院と外来を合わせた負担限度額 (世帯)																											
一定以上 所得者	44,400円	・80,100円+総医療費から267,000円を引いた額の1% ・過去12ヵ月間に負担限度額4回目以降の場合は44,400円																											
一般	12,000円	44,400円																											
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円																											
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円																											

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	2 保険給付費	項	2 高額療養費
---	---------	---	---------

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明																
34 一般被保険者 退職被保険者等 高額介護合算療養費	一般被保険者 高額介護合算療養費	900	・高額介護合算療養費の支給 年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して次の限度額を超えたときは、その超えた額を高額介護合算療養費として支給する。																
	退職被保険者等 高額介護合算療養費	150																	
			70歳未満の自己負担限度額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>総所得金額等</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上位所得者</td> <td>901万円超</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td>600万円超901万円以下</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>210万円超600万円以下</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>210万円以下</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住民税非課税世帯</td> <td>34万円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	総所得金額等	限度額	上位所得者	901万円超	212万円	600万円超901万円以下	141万円	一般	210万円超600万円以下	67万円	210万円以下	60万円	住民税非課税世帯		34万円
所得区分	総所得金額等	限度額																	
上位所得者	901万円超	212万円																	
	600万円超901万円以下	141万円																	
一般	210万円超600万円以下	67万円																	
	210万円以下	60万円																	
住民税非課税世帯		34万円																	
			70歳以上の自己負担限度額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>56万円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>19万円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	限度額	一定以上所得者	67万円	一般	56万円	低所得Ⅱ	31万円	低所得Ⅰ	19万円						
所得区分	限度額																		
一定以上所得者	67万円																		
一般	56万円																		
低所得Ⅱ	31万円																		
低所得Ⅰ	19万円																		

款	2 保険給付費	項	3 移送費
---	---------	---	-------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
12 一般被保険者 退職被保険者等 移送費	一般被保険者移送費	1	・被保険者が療養の給付を受けるため、病院又は診療所に移送されたとき、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。
	退職被保険者等移送費	1	

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	4 出産育児諸費
---	---------	---	----------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 出産育児一時金	出産育児一時金	94,308	<p>・出産育児一時金の支給 出産育児一時金は、被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給されるもので、1件当たり40万4千円を支給する。 産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は、40万4千円に1万6千円を加算して42万円になる。</p> <p>支給見込額 $420,000円 \times 213件 + 404,000円 \times 12件 = 94,308,000円$</p>

款	2 保険給付費	項	4 出産育児諸費
---	---------	---	----------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 支払手数料	支払手数料	45	<p>・出産育児一時金の医療機関への直接支払制度により、岩手県国民健康保険団体連合会に対し手数料を支出する。</p> <p>支出見込額 $210円 \times 213件 = 44,730円$</p>

款	2 保険給付費	項	5 葬祭諸費
---	---------	---	--------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 葬祭給付費	葬祭給付費	12,000	<p>・葬祭費の支給 葬祭費は、被保険者が死亡したときに、その者の葬祭を行う者に対して支給されるもので、1件当たり3万円を支給する。</p> <p>支給見込額 $30,000円 \times 400件 = 12,000,000円$</p>

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	6 医療費助成費
---	---------	---	----------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 医療費助成費	医療費助成事業	2,000	・収入が生活保護基準以下の世帯の国保加入者を対象に、医療費の一部負担金を助成する。

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	3 後期高齢者支援金	項	1 後期高齢者支援金
---	------------	---	------------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等	3,184,587	・後期高齢者支援金 後期高齢者医療に要する費用のうち、公費負担(50%)及び一部負担金(10%)を除いた40%の費用を、各医療保険者が支援金として負担することになっている。 各医療保険者の支援金は、社会保険診療報酬支払基金がとりまとめて交付するものである。 なお、概算拠出金は、2年度後に確定額により精算されることになる。
2 後期高齢者事務費拠出金	後期高齢者関係事務費拠出金	228	・後期高齢者関係事務費拠出金及び病床転換助成関係事務費拠出金 社会保険診療報酬支払基金の後期高齢者関係業務及び病床転換助成関係業務に要する費用の拠出金である。

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	4 前期高齢者納付金	項	1 前期高齢者納付金
---	------------	---	------------

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金等	11,284	<p>・前期高齢者納付金 前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入人数に占める前期高齢者の割合に応じて社会保険診療報酬支払基金へ納付するものである。 なお、概算拠出金は、2年後に確定額により精算されることになる。</p>
2 前期高齢者関係事務費拠出金	前期高齢者関係事務費拠出金	220	<p>・前期高齢者関係事務費拠出金 社会保険診療報酬支払基金の前期高齢者関係業務に要する費用の拠出金である。</p>

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	5 老人保健拠出金	項	1 老人保健拠出金
---	-----------	---	-----------

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 老人医療費拠出金	老人医療費拠出金	1	<p>【制度】改正前老人保健法第53条第1項(拠出金及の徴収及び納付義務)</p> <p>平成20年4月に老人保健制度にかわる後期高齢者医療制度が創設され、老人保健制度の対象であった75歳以上の後期高齢者は独立した医療制度に移行したが、平成20年3月31日付け健康保険法施行令等の一部を改正する政令等によって老人保健制度は当分の間一部継続されることとなった。</p> <p>老人保健医療費拠出金は、老人医療費を各保険者の老人加入者数や2年前の医療費等を基礎に算出したもので、当該年度に概算拠出金を支出し、2年度後に確定した拠出金により精算するものである。平成27年度は概算分がないものの平成25年度の実績医療費拠出金額について社会保険診療報酬支払基金に拠出することとなる。</p>
2 老人保険事務費拠出金	老人保険事務費拠出金	65	<p>【制度】改正前老人保健法第53条第1項(拠出金の徴収及び納付義務)</p> <p>社会保険診療報酬支払基金の老人保健事務と審査支払事務に要する費用の拠出金である。事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。</p>

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	6 介護納付金	項	1 介護納付金
---	---------	---	---------

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 介護納付金	介護納付金	1,222,297	<p>・介護納付金</p> <p>介護納付金は、介護保険法により介護保険の給付費等のため、各保険者が第2号被保険者の数を基礎として算出し、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものである。</p> <p>なお、概算納付金は、2年度後に確定額により精算されることになる。</p>

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	7 共同事業拠出金	項	1 共同事業拠出金
---	-----------	---	-----------

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 同 事 業 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	高額医療費 共同事業拠出金	657,677	・高額医療費共同事業拠出金 保険者の財政運営の安定化を図るため、岩手県国民健康保険団体連合会が実施主体となり、1件80万円を超える高額医療費を対象に交付する交付金に充てる費用を、県内各保険者が、一定の基準により拠出するものである。
2 定 保 險 財 政 共 同 事 業 拠 出 金	保険財政共同 安定化事業拠出金	6,608,344	・保険財政共同安定化事業拠出金 保険者の財政運営の安定化を図るため、岩手県国民健康保険団体連合会が実施主体となり、全ての医療費の80万円までの部分を対象として交付する交付金に充てる費用を、県内保険者が一定の基準により拠出するものである。
3 事 業 の 他 共 同 事 業 拠 出 金	その他共同事業拠出金	20	・退職医療事業分担金

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	8 保健事業費	項	1 保健事業費
---	---------	---	---------

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明														
1 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業	223,693	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者に特定健康診査等の実施が義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導に要する経費である。</p> <table border="0"> <tr> <td>健診委託料 (20,421人分)</td> <td>205,600 千円</td> </tr> <tr> <td>国保連データ管理委託料</td> <td>5,276 千円</td> </tr> <tr> <td>受診券作成委託等</td> <td>3,478 千円</td> </tr> <tr> <td>郵便料・専用通信回線使用料</td> <td>5,766 千円</td> </tr> <tr> <td>その他の経費</td> <td>3,573 千円</td> </tr> </table>	健診委託料 (20,421人分)	205,600 千円	国保連データ管理委託料	5,276 千円	受診券作成委託等	3,478 千円	郵便料・専用通信回線使用料	5,766 千円	その他の経費	3,573 千円				
健診委託料 (20,421人分)	205,600 千円																
国保連データ管理委託料	5,276 千円																
受診券作成委託等	3,478 千円																
郵便料・専用通信回線使用料	5,766 千円																
その他の経費	3,573 千円																
2 保健事業費	人間ドック 健康診断事業	22,058	<p>保健事業の一環として疾病の早期発見、健康の保持増進を図るため、国保の被保険者が人間ドックにより健康診断を受けた場合に、その経費の一部を助成するものである。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">健康診断実施委託料 (1日コース, 1泊2日コースとも同額)</td> </tr> <tr> <td>男(1日, 1泊共) 20,000円/人</td> <td>特定健診受診時の単価 9,890円×667人</td> </tr> <tr> <td>女(1日, 1泊共) 24,000円/人</td> <td>特定健診受診時の単価 13,890円×546人</td> </tr> <tr> <td>女(1日, 1泊共) 20,000円/人</td> <td>特定健診受診時の単価 9,890円×388人</td> </tr> <tr> <td>※女20,000円/人は乳がんと子宮がん検診の いずれも受診しない場合の単価</td> <td>特定健診対象外者 20,000円×142人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定健診対象外者 24,000円×50人 (女性健診含)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(合計 22,057,890円)</td> </tr> </table> <p>※特定健診同時受診時は特定健診の費用分が除かれた単価となる。</p>	健康診断実施委託料 (1日コース, 1泊2日コースとも同額)		男(1日, 1泊共) 20,000円/人	特定健診受診時の単価 9,890円×667人	女(1日, 1泊共) 24,000円/人	特定健診受診時の単価 13,890円×546人	女(1日, 1泊共) 20,000円/人	特定健診受診時の単価 9,890円×388人	※女20,000円/人は乳がんと子宮がん検診の いずれも受診しない場合の単価	特定健診対象外者 20,000円×142人		特定健診対象外者 24,000円×50人 (女性健診含)		(合計 22,057,890円)
健康診断実施委託料 (1日コース, 1泊2日コースとも同額)																	
男(1日, 1泊共) 20,000円/人	特定健診受診時の単価 9,890円×667人																
女(1日, 1泊共) 24,000円/人	特定健診受診時の単価 13,890円×546人																
女(1日, 1泊共) 20,000円/人	特定健診受診時の単価 9,890円×388人																
※女20,000円/人は乳がんと子宮がん検診の いずれも受診しない場合の単価	特定健診対象外者 20,000円×142人																
	特定健診対象外者 24,000円×50人 (女性健診含)																
	(合計 22,057,890円)																
	訪問保健指導事業	5,931	<p>国保加入者の中から重複・頻回受診者や糖尿病、高血圧で治療中の者を抽出し、診療報酬明細書から詳しい状況を把握して保健師による訪問指導及び健康教室を行うことで重症化を予防し、併せて医療費の抑制、適正化を図るものである。</p> <table border="0"> <tr> <td>訪問保健指導保健師報酬 (2人)</td> <td>4,946 千円</td> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td>752 千円</td> </tr> <tr> <td>健康教室講師報償金, 需用費</td> <td>233 千円</td> </tr> </table>	訪問保健指導保健師報酬 (2人)	4,946 千円	社会保険料	752 千円	健康教室講師報償金, 需用費	233 千円								
訪問保健指導保健師報酬 (2人)	4,946 千円																
社会保険料	752 千円																
健康教室講師報償金, 需用費	233 千円																

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	9 基金積立金	項	1 基金積立金
---	---------	---	---------

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 基金積立金	国民健康保険事業 財政調整基金積立金	53	<p>・国民健康保険事業財政調整基金積立金</p> <p>盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例第4条により、基金の運用から生ずる収益(利子)を国民健康保険特別会計予算に計上して、基金に編入するものである。</p>

国民健康保険費特別会計【歳出】

健康保険課

款	10 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金
---	---------	---	--------------

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
12 一退 般職 被被 保保 險險 者者 等 保保 險險 税税 還還 付付 金金	一般被保険者 保険税還付金 退職被保険者等 保険税還付金	25,500 1,000	・地方税法第17条(過誤納付による還付金) ・年度遡及して生じる還付金(社保加入や転出による資格喪失及び住民異動等による税額変更) 一般被保険者保険税還付金 医療給付費分 18,500 千円 後期高齢者支援金分 5,000 千円 介護納付金分 2,000 千円 退職被保険者等保険税還付金 医療給付費分 780 千円 後期高齢者支援金分 120 千円 介護納付金分 100 千円
3 償 還 金	償 還 金	1	・前年度の療養給付費負担金事業実績報告に基づき超過交付となった額を返還するものである。
45 一退 般職 被被 保保 險險 者者 等 還還 付付 加加 算算 金金	一般被保険者 還付加算金 退職被保険者等 還付加算金	850 110	・地方税法第17条の4(過誤納付による還付加算金), 還付又は充当する金額に年1.9%を加算する。 ・年度遡及して生じる還付金に対する加算金 一般被保険者還付加算金 医療給付費分 750 千円 後期高齢者支援金分 50 千円 介護納付金分 50 千円 退職被保険者等還付加算金 医療給付費分 80 千円 後期高齢者支援金分 6 千円 介護納付金分 24 千円

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	11 予備費	項	1 予備費
---	--------	---	-------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
i 予備費	予備費	11,000	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業の支出の殆どが医療費という非常に把握困難な不確定要素が大きく、また、財源不足を理由に支出削減をすることができないことから、予備費を組み込むものである。

介護保険費特別会計【歳入】

款	1 保 険 料	項	1 介 護 保 険 料
---	---------	---	-------------

介 護 保 険 課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 第1号被保険者保険料	現年度分特別徴収 保険料	5,103,780	○ 特別徴収保険料（現年度分） 介護保険第1号被保険者の特別徴収（年金からの天引き納付）分に係る保険料額 5,103,780 千円
	現年度分普通徴収 保険料	467,845	○ 普通徴収保険料（現年度分） 介護保険第1号被保険者の普通徴収（金融機関等での納付）分に係る保険料額 467,845 千円

介護保険費特別会計【歳入】

款	3 国庫支出金	項	1 国庫負担金
---	---------	---	---------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 介護給付費負担金	現年度分	4,208,005	<p>○ 介護給付費に係る国庫負担金（現年度分） 4,208,005 千円</p> <p>介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，その中の国の負担金である。 国庫負担金割合：施設等分15%，その他分20%</p>

介護保険費特別会計【歳入】

款	3 国庫支出金	項	2 国庫補助金
---	---------	---	---------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 調整 交付 金	現年度分	1,233,976	<p>○ 介護給付費に係る財政調整交付金（現年度分） 1,233,976 千円</p> <p>介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，その中の国の補助金である。 財政調整交付金割合：5%（平成27年度実績5.37%）</p>

介護保険費特別会計【歳入】

款	3 国庫支出金	項	2 国庫補助金
---	---------	---	---------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	現年度分	131,519	<p>○地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)</p> <p>地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の総事業費から対象外軽費を控除した額に交付率25/100を乗じて得た額。(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの)</p> <p>翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。</p>

介護保険費特別会計【歳入】

款	3 国庫支出金	項	2 国庫補助金
---	---------	---	---------

長寿社会課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
3 地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	現 年 度 分	137,689	<p>○地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）</p> <p>地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業以外の総事業費から対象外経費を控除した額に交付率39/100を乗じて得た額。（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの）</p> <p>翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。</p>

介護保険費特別会計【歳入】

款	4 支払基金交付金	項	1 支払基金交付金
---	-----------	---	-----------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 介護給付費交付金	現年度分	6,434,143	<p>○ 介護給付費に係る支払基金交付金（現年度分） 6,434,143 千円</p> <p>介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，当該交付金は，第2号保険者（40～64歳）が納めた介護保険料である。 支払基金交付金割合：28%</p>

介護保険費特別会計【歳入】

款	4 支払基金交付金	項	1 支払基金交付金
---	-----------	---	-----------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 地域支援事業 支援交付金	現年度分	147,302	<p>○地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)</p> <p>地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の総事業費から対象外軽費を控除した額に交付率28/100を乗じて得た額。(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの)</p> <p>翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。</p>

介護保険費特別会計【歳入】

款	5 県支出金	項	1 県負担金
---	--------	---	--------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 介護給付費負担金	現年度分	3,260,196	<p>○ 介護給付費に係る県負担金（現年度分） 3,260,196 千円</p> <p>介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，その中の県の負担金である。 県負担金割合：施設等分17.5%，その他分12.5%</p>

介護保険費特別会計【歳入】

款	5 県 支 出 金	項	2 県 補 助 金
---	-----------	---	-----------

長 寿 社 会 課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 地域支援事業費交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	現 年 度 分	65,759	<p>○地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)</p> <p>地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の総事業費から対象外軽費を控除した額に交付率12.5/100を乗じて得た額。(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの)</p> <p>翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。</p>

介護保険費特別会計【歳入】

款	5 県支出金	項	2 県補助金
---	--------	---	--------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	現年度分	68,844	<p>○地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）</p> <p>地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業以外の総事業費から対象外軽費を控除した額に交付率19.5/100を乗じて得た額。（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの）</p> <p>翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。</p>

介護保険費特別会計【歳入】

款	7 繰入金	項	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 一般会計繰入金	現年度分介護給付費繰入金	2,872,385	○ 介護給付費に係る一般会計繰入金（市負担分）（現年度分） 2,872,385 千円
	現年度分地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	65,759	○ 現年度分地域支援事業費に係る一般会計繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 65,759 千円
	現年度分地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	68,844	○ 現年度分地域支援事業費に係る一般会計繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 68,844 千円
	その他一般会計繰入金	395,788	○ その他一般会計繰入金 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料関係事務費 36,435 千円 ・認定関係事務費 156,092 千円 ・システム整備費等 29,882 千円 ・職員人件費 154,260 千円 ・その他事務費等 19,119 千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費
---	-------	---	---------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 一般管理費	一般管理事務	157,242	○一般管理事務 介護保険に係る一般管理経費。 ・職員給与費(24人) 153,843千円 ・その他の経費 3,399千円
	給付事務	14,809	○給付事務 介護給付事務に係る一般経費。 ・介護保険システムバッチ処理委託料(給付管理業務) 8,846千円 ・郵便料 5,630千円 ・その他の経費 333千円
	介護保険システム整備事業	29,883	○介護保険システム整備事業 介護保険システム機器等の賃貸借や介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修のための経費。 ・介護保険システム改修委託料 1,500千円 ・介護保険システム機器等借上料 28,383千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費
---	-------	---	---------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2	運営協議会事務	323	○盛岡市介護保険運営協議会に係る一般経費 ・運営協議会委員報酬 (16人) 308 千円 ・その他の経費 15 千円
	運営協議会費		

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	2 徴収費
---	-------	---	-------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 賦課徴収費	被保険者証発行事務	2,394	<p>○被保険者証発行事務</p> <p>被保険者の資格得喪の管理及び被保険者証の発行を行う。 介護予防・日常生活支援総合事業に係る被保険者証の発行を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムバッチ処理委託料（資格管理業務） 1,903 千円 ・その他の経費 491 千円
	賦課徴収事務	34,042	<p>○賦課徴収事務</p> <p>介護保険料の賦課及び徴収に要する経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便料 6,262 千円 ・介護保険バッチ処理業務委託料（収納データ異動日次更新処理等） 23,535 千円 ・電話催告委託料 2,673 千円 ・口座振替手数料，保険料特徴に係る団体経由手数料，コンビニ収納手数料 1,202 千円 ・その他の経費 370 千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	3 介護認定審査会費
---	-------	---	------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 介護認定審査会費	介護認定審査会事務	86,750	<p>○介護認定審査会事務</p> <p>要介護（要支援）認定申請の受付，主治医意見書作成依頼，介護認定審査会の運営及び要介護（要支援）認定を行い，結果を被保険者あてに通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定審査会委員報酬 18,836 千円 ・主治医意見書作成料 61,761 千円 ・その他の経費 6,153 千円 <p>郵便料，印刷製本費等</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	3 介護認定審査会費
---	-------	---	------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 認定調査等費	認定調査等事務	69,774	<p>○認定調査等事務 要介護（要支援）認定調査等を適正・円滑に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員（非常勤職員11人）報酬，共済費 31,546 千円 ・要介護認定調査業務委託料 36,032 千円 ・その他の経費 2,196 千円 <p>郵便料，認定調査に係る旅費等</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	4 趣旨普及費
---	-------	---	---------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 趣旨普及費	趣旨普及事務	1,726	<p>○趣旨普及事務 介護保険制度の円滑な運営のため、介護保険制度の趣旨普及を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料通知同封用パンフレット等の印刷製本費 1,604 千円 ・その他の経費 122 千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費
---	---------	---	-------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 居宅介護サービス給付費	居宅介護サービス給付費	9,647,194	○居宅介護サービス給付費 要介護者が指定居宅サービス事業者の行う居宅サービスを受けた場合に、居宅介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費
---	---------	---	-------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2	特例居宅介護サービス給付費	10	○特例居宅介護サービス給付費 要介護者が緊急やむを得ない理由等で居宅サービスを受けた場合に、特例居宅介護サービス給付費を支給する。
	特例居宅介護サービス給付費		

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費
---	---------	---	-------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
3 施設介護サービス給付費	施設介護サービス給付費	6,970,322	○施設介護サービス給付費 要介護者が介護保険施設に入所し施設サービスを受けた場合に、施設介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費
---	---------	---	-------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
4 特例施設介護サービス給付費	特例施設介護サービス給付費	10	○特例施設介護サービス給付費 要介護者が緊急やむを得ない理由等で施設サービスを受けた場合に、特例施設介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費
---	---------	---	-------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
5 居宅介護福祉用具購入費	居宅介護福祉用具購入費	27,053	○居宅介護福祉用具購入費 在宅の要介護者が指定された特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具を購入した場合に、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費
---	---------	---	-------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
6 居宅介護住宅改修費	居宅介護住宅改修費	50,555	○居宅介護住宅改修費 在宅の要介護者が手すりの取付け等の住宅改修を行った場合に、居宅介護住宅改修費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費
---	---------	---	-------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
7 居宅介護サービス計画給付費	居宅介護サービス計画給付費	1,235,494	○居宅介護サービス計画給付費 在宅の要介護者が居宅介護支援事業者の行う居宅介護支援を受けた場合に、居宅介護サービス計画費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費
---	---------	---	-------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
8 特例居宅介護サービス計画給付費	特例居宅介護サービス 計画給付費	10	○特例居宅介護サービス計画給付費 要介護者が緊急やむを得ない理由等で居宅介護支援事業者の行う居宅介護支援を受けた場合に、 特例居宅介護サービス計画費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費
---	---------	---	-------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
9 地域密着型介護サービス給付費	地域密着型介護サービス給付費	2,994,465	○地域密着型介護サービス給付費 要介護者が指定地域密着型介護サービス事業者の行う地域密着型サービスを受けた場合に、地域密着型介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費
---	---------	---	-------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
10 特例地域密着型介護サービス給付費	特例地域密着型介護サービス給付費	10	<p>○特例地域密着型介護サービス給付費</p> <p>要介護者が緊急やむを得ない理由等で指定地域密着型介護サービス事業者の行う地域密着型サービスを受けた場合に、特例地域密着型介護サービス給付費を支給する。</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費
---	---------	---	---------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 介護予防サービス給付費	介護予防サービス給付費	494,707	○介護予防サービス給付費 要支援者が指定介護予防サービス事業者の行う指定介護予防サービスを受けた場合に、介護予防サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費
---	---------	---	---------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
2 特例介護予防サービス給付費	特例介護予防サービス給付費	10	○特例介護予防サービス給付費 要支援者が緊急やむを得ない理由等で居宅サービス事業者の行う居宅サービスを受けた場合に、特例介護予防サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費
---	---------	---	---------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
3 介護予防福祉用具購入費	介護予防福祉用具購入費	7,073	○介護予防福祉用具購入費 在宅の要支援者が指定された特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具を購入した場合に、介護予防福祉用具購入費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費
---	---------	---	---------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
4 介護予防住宅改修費	介護予防住宅改修費	17,174	○介護予防住宅改修費 在宅の要支援者が手すりの取付け等の住宅改修を行った場合に、介護予防住宅改修費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費
---	---------	---	---------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
5 介護予防サービス計画給付費	介護予防サービス計画給付費	56,242	○介護予防サービス計画給付費 在宅の要支援者が指定介護予防支援事業者の行う指定介護予防支援を受けた場合に、介護予防サービス計画給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費
---	---------	---	---------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
6 特例介護予防サービス計画給付費	特例介護予防サービス 計画給付費	10	○特例介護予防サービス計画給付費 要支援者が緊急やむを得ない理由等で指定介護予防支援事業者の行う介護予防支援を受けた場合に、特例介護予防サービス計画給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費
---	---------	---	---------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
7	地域密着型介護予防サービス給付費	10,431	○地域密着型介護予防サービス給付費 要支援者が指定地域密着型介護サービス事業者の行う地域密着型介護予防サービスを受けた場合に、地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。
	地域密着型介護予防サービス給付費		

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費
---	---------	---	---------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
8 特例地域密着型介護予防サービス給付費	特例地域密着型介護予防サービス給付費	10	<p>○特例地域密着型介護予防サービス給付費</p> <p>要支援者が緊急やむを得ない理由等で指定地域密着型介護サービス事業者の行う地域密着型介護予防サービスを受けた場合に、特例地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	3 その他諸費
---	---------	---	---------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1	審査支払手数料	31,766	○審査支払手数料 サービス事業者からの介護給付費の請求についての審査及び支払いを委託している岩手県国民健康保険団体連合会に対して、手数料を支払う。
審査支払手数料			

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	4 高額介護サービス等費
---	---------	---	--------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 高額介護サービス費	高額介護サービス費	596,049	○高額介護サービス費 要介護者が居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合に、高額介護サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	4 高額介護サービス等費
---	---------	---	--------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
2 高額介護予防サービス費	高額介護予防サービス費	802	○高額介護予防サービス費 要支援者が居宅サービスに対して支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合に、高額介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	5 高額医療合算 介護サービス等費
---	---------	---	----------------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 高額医療合算介護サービス費	高額医療合算介護サービス費	53,435	○高額医療合算介護サービス費 要介護者が、介護保険サービスを利用した際の自己負担額及び医療費の自己負担額の合算が、一定の上限額(年額)を超えた場合、高額医療合算介護サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	5 高額医療合算 介護サービス等費
---	---------	---	----------------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 高額医療合算介護予防サービス費	高額医療合算介護 予防サービス費	353	○高額医療合算介護予防サービス費 要支援者が、介護保険サービスを利用した際の自己負担額及び医療費の自己負担額の合算が、一定の上限額(年額)を超えた場合、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	6 特定入所者介護サービス等費
---	---------	---	-----------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 特定入所者介護サービス費	特定入所者介護サービス費	784,311	○特定入所者介護サービス費 低所得の要介護者が介護保険施設に入所等をした場合に、食費・居住費の負担軽減を図るため、特定入所者介護サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	6 特定入所者介護サービス等費
---	---------	---	-----------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 特例特定入所者介護サービス費	特例特定入所者介護サービス費	10	<p>○特例特定入所者介護サービス費</p> <p>低所得の要介護者が緊急やむを得ない理由等で施設サービスを利用した場合に、介護保険施設入所等に係る食費・居住費について負担軽減を図るため、特例特定入所者介護サービス費を支給する。</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	6 特定入所者介護サービス等費
---	---------	---	-----------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
3 特定入所者介護予防サービス費	特定入所者介護予防サービス費	1,567	<p>○特定入所者介護予防サービス費</p> <p>低所得の要支援者が短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合に、食費・滞在費の負担軽減を図るため、特定入所者介護予防サービス費を支給する。</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	6 特定入所者介護サービス等費
---	---------	---	-----------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
4 特例特定入所者介護予防サービス費	特例特定入所者介護 予防サービス費	10	<p>○特例特定入所者介護予防サービス費</p> <p>低所得の要支援者が緊急やむを得ない理由等で短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合に、食費・滞在費について負担軽減を図るため、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	1 介護予防・生活支援サービス事業費
---	-----------	---	--------------------

長寿社会課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 第1号訪問事業	訪問介護事業	113,918	○ 訪問介護事業 介護保険法の改正に基づき、要支援者対象の予防給付のうち、地域支援事業に移行する介護予防訪問介護に相当するサービスを提供するために要する経費で、岩手県国民健康保険団体連合会を通じて指定事業者に支払いを行うもの。 ・第1号訪問事業負担金 113,918千円
	訪問型サービスB事業	2,494	○ 訪問型サービスB事業 介護保険法の改正に基づき、要支援者等を対象として住民の支え合いにより訪問型サービスを提供するために要する経費。 ・第1号訪問事業補助金 2,494千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	1 介護予防・生活支援サービス事業費
---	-----------	---	--------------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 第1号通所事業	通所介護事業	254,295	○ 通所介護事業 介護保険法の改正に基づき、要支援者対象の予防給付のうち、地域支援事業に移行する介護予防通所介護に相当するサービスを提供するために要する経費で、岩手県国民健康保険団体連合会を通じて指定事業者に支払いを行うもの。 ・第1号通所事業負担金 254,295千円
	通所型サービスC事業	15,615	○ 通所型サービスC事業 事業対象者が、通所による短期集中的な介護予防プログラムの提供を受ける。また、利用後も在宅でセルフケアを継続できるよう支援する。 ・通所型サービス啓発パンフレット 115千円 ・委託料(プログラム, アセスメント, 送迎) 15,500千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	1 介護予防・生活支援サービス事業費
---	-----------	---	--------------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
3 介護予防ケアマネジメント事業費	介護予防 ケアマネジメント事業	117,484	<p>○ 介護予防ケアマネジメント事業 117,484 千円</p> <p>要支援者等が訪問型サービスや通所型サービスを利用する場合に必要とされるケアプランの作成など介護予防ケアマネジメントを実施するために要する経費。 岩手県国民健康保険団体連合会を通じて、介護予防ケアマネジメント実施者に支払いを行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号介護予防支援費負担金 116,296千円 ・ 支援センターシステム改修等委託料 1,188千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	2 一般介護予防事業費
---	-----------	---	-------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 一般介護 予防事業 費	介護予防普及啓発事業	15,321	<p>○ 介護予防普及啓発事業 15,321 千円 健康教育・健康相談等を通じて、介護予防に関する活動の普及啓発や地域における自発的な介護予防に資する育成・支援を行う。</p> <p>◆ 元気はなまる教室 3,336 千円 市民(高齢者)を対象に、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室「元気はなまる教室」を実施する。 ・ 直営型教室従事者(体育指導員、保健師等)報償金 1,131千円 ・ 委託型教室委託料 1,815千円 ・ その他の経費(消耗品、郵便料、備品購入費) 390千円</p> <p>◆ 介護予防健康相談事業 41 千円 介護予防に関する教室、講演会等に併せて、個別相談を実施する。 ・ 物品修繕料 17千円 ・ 医薬材料費 24千円</p> <p>◆ 介護予防手帳印刷事業 1,042 千円 ・ 印刷製本費 1,042千円</p> <p>◆ もりおか老人大学開催事業 7,059 千円 高齢者自身の生きがい及び地域社会参加並びに地域づくりの意識の高揚を図るため、「もりおか老人大学」を開催する。 ・ 各種講座講師等謝金 3,543千円 ・ 臨時補助員人件費 2,057千円 ・ 印刷製本費等 659千円 ・ 特別講座委託料 381千円 ・ その他の経費 419千円</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	2 一般介護予防事業費
---	-----------	---	-------------

長寿社会課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1	一般介護予防事業費		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護予防太極拳講座 390 千円 身近な地域で介護予防に取り組める拠点づくりの役割を担うことができる介護予防太極拳講座を開催し、介護予防を進めていく。 ・介護予防太極拳開催業務委託料 390千円 ◆ 介護予防ヨガ教室講座 220 千円 身近な地域で介護予防に取り組める拠点づくりの役割を担うことができる介護予防ヨガ教室を開催し、介護予防を進めていく。 ・介護予防ヨガ教室開催業務委託料 220千円 ◆ 介護予防普及啓発講演会 29 千円 ・報償金 29千円 ◆ 普及啓発事業 3,204 千円 ・広報もりおか掲載料, 介護予防パンフレット印刷製本費等 1,476千円 ・介護予防教室委託料 1,728千円
	地域介護予防活動支援事業	112	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域介護予防活動支援事業 112 千円 介護予防ボランティアの育成を通じて、地域における自発的な介護予防活動の支援を行う。 ・介護予防ボランティア養成講座講師謝金 69千円 ・活動保険 11千円 ・消耗品 32千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	2 一般介護予防事業費
---	-----------	---	-------------

健康福祉課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 一般介護 予防事業 費	介護予防普及啓発事業	580	<p>○高齢者食生活改善栄養教室 在宅高齢者が生き生きと元気に暮らせるよう、健康の基本である食生活についての教室を開催し、高齢者の健康増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費(報償金) 62千円 ・ 需用費(消耗品費) 64千円 <p>○玉山地域元気はなまる教室(新規) 年齢や心身の状況によって分け隔てすることなく、介護予防のための住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、住民の自主的な社会参加を促し、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。 対象者は、介護保険の第一号被保険者及びその支援のための活動に関わる者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料 454千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 総合相談事業費	総合相談事業	257,155	<p>○ 総合相談事業 257,155 千円</p> <p>被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、9か所の地域包括支援センターと10か所の介護支援センターに包括的支援業務を委託し、総合相談及び包括的ケア体制の構築など、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために、継続的かつ包括的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市包括的支援業務委託料 215,229千円 ・盛岡市包括的支援(ランチ型)業務委託料 40,858千円 ・地域包括支援センター運営協議会委員報酬等 422千円 ・その他の経費 646千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 権利擁護事業費	権利擁護事業	61	<p>○ 権利擁護事業 61千円</p> <p>地域包括支援センターの職員等関係者を対象に研修を行い、高齢者の権利擁護や高齢者虐待の早期発見、防止、養護者支援等の適切な支援に繋げる。</p> <p>・高齢者権利擁護虐待防止研修会講師謝金 61千円</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

地 域 福 祉 課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
3 任意事業費	任意事業	3,708	<p>○任意事業</p> <p>・ふれあいのまちづくり事業</p> <p>盛岡市社会福祉協議会が主体となって実施する「認知症高齢者見守事業（シルバーメイト事業）」に係る経費の一部を補助する。</p> <p style="text-align: right;">3,708 千円</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	----------	---	-----------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
3 任意事業費	任意事業	938	<p>○任意事業</p> <p>①給付適正化事業 介護保険給付の適正化を図るため、介護サービスの利用内訳を送付するほか、適正化の啓発事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付適正化事業委託料（介護サービス費利用のお知らせ作成業務） 465 千円 ・パンフレット購入費 373 千円 ・封筒購入 90 千円 <p>②住宅改修理由書作成費補助金 10 千円</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明												
3 任意事業費	任意事業	50,089	<p>○ 任意事業 50,089 千円 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り地域において、自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、各種事業を実施する。</p> <p>◆ 成年後見制度利用支援事業 2,683 千円 認知症等により判断能力が不十分で、身寄りがないことや費用負担が困難なために成年後見制度を利用できない高齢者に対し、本人に代わり市が申し立て等の手続きを行う。 ・ 後見人報酬等扶助費 2,588千円 ・ その他の経費 95千円</p> <p>◆ 高齢者紙おむつ支給事業 11,045 千円 住民税非課税世帯の寝たきり高齢者等で、紙おむつを必要とする者に対して紙おむつを支給することにより、介護者の負担の軽減を図る。 ・ 紙おむつ支給業務委託料 11,045千円</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>延利用者数</th> <th>支給枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28見込</td> <td>5,005</td> <td>294,673</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>4,522</td> <td>261,555</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>4,021</td> <td>215,995</td> </tr> </tbody> </table>		延利用者数	支給枚数	H28見込	5,005	294,673	H27	4,522	261,555	H26	4,021	215,995
	延利用者数	支給枚数													
H28見込	5,005	294,673													
H27	4,522	261,555													
H26	4,021	215,995													

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明												
3 任意 事業 費	任意事業		<p>◆ 家族介護者リフレッシュ事業 859千円</p> <p>家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とし、介護から一時的に離れて、介護者相互の交流会等を開催。</p> <p>・ 委託料 859千円</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施回数</th> <th>延利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28見込</td> <td>13</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>5</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>3</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>		実施回数	延利用者数	H28見込	13	146	H27	5	75	H26	3	58
				実施回数	延利用者数										
			H28見込	13	146										
H27	5	75													
H26	3	58													
<p>◆ 家族介護慰労金支給事業 600千円</p> <p>住民税非課税世帯であり、介護度4又は5に該当し、過去1年間に介護保険サービスを利用しなかった者を介護する家族に、慰労金100,000円を支給する。</p> <p>・ 家族介護慰労金 600千円</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28見込</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		支給件数	H28見込	6	H27	5	H26	6							
	支給件数														
H28見込	6														
H27	5														
H26	6														
<p>◆ 認知症サポーター養成事業 316千円</p> <p>講座に必要なテキストを用意するなど、「認知症サポーター養成講座」の開催を支援し、市民の認知症に対する理解を進める。</p> <p>・ 認知症サポーター養成講座テキスト 262千円</p> <p>・ 郵便料 18千円</p> <p>・ オレンジリング送料 5千円</p> <p>・ 認知症キャラバンメイト研修 報償費 31千円</p>															

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
3 任意 事業 費	任意事業		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域自立生活支援事業(シルバーハウジング事業) 1,867 千円 市営月が丘アパートの高齢者世話付住宅の入居者に生活援助員を派遣する。 ・生活支援相談員派遣委託料 1,867千円 ◆ 配食サービス事業 21,225 千円 ひとり暮らし又は高齢者世帯等で、食事の調理が困難な者に対し、食事の配達及び安否の確認を行う。 ・配食サービス業務委託料 21,225千円 ◆ ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業 10,037 千円 家庭内の事故等による通報に随時対応するための体制を整備することにより、高齢者の地域における自立した生活の継続を図る。 ・高齢者等地域生活サポート業務委託料 9,600千円 ・その他の経費 437千円 ◆ 介護教室・医療保健講座 960 千円 高齢者等及びその家族等が、介護予防や介護技術、医療・保健等の知識を習得し、在宅介護や地域支援などに活用することを目的とする。地区福祉推進会単位で実施。 ・介護教室・医療保健講座開催事業委託料 960千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
3 任意事業費	任意事業		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症支援対策事業 92千円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務担当者研修旅費 92千円 ◆ SOSネットワークシステム 405千円 <ul style="list-style-type: none"> ・ SOSステッカー購入費 405千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

健康福祉課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明															
3 任意事業費	任意事業	69	<p>○任意事業</p> <p>◆高齢者紙おむつ支給事業 在宅で長期にわたって寝たきりの生活をしている高齢者に対して、紙おむつを支給することにより、当該在宅寝たきり高齢者の介護の負担軽減を図る。 合併協議に基づき、平成18年3月31日時点での対象者のうち盛岡市の制度に非該当となった対象者についてのみ、継続実施しているもの。</p> <p>・委託料 69千円</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>支給枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29予定</td> <td>5</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>H28見込</td> <td>5</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>6</td> <td>1,180</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>6</td> <td>1,640</td> </tr> </tbody> </table>		対象者数	支給枚数	H29予定	5	1,800	H28見込	5	1,300	H27	6	1,180	H26	6	1,640
	対象者数	支給枚数																
H29予定	5	1,800																
H28見込	5	1,300																
H27	6	1,180																
H26	6	1,640																

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
4 在宅医療・介護連携推進事業費	在宅医療・介護連携推進事業	21,000	<p>○ 在宅医療・介護連携推進事業 21,000千円</p> <p>地域において、医師、歯科医師、看護師、介護職員、薬剤師、行政等の多職種の協働による在宅療養者への医療介護の連携体制を構築する。</p> <p>・在宅医療・介護連携推進事業委託料 21,000千円</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
5 生活支援体制整備事業費	生活支援体制整備事業	375	<p>○ 生活支援体制整備事業 375千円</p> <p>介護保険の被保険者が地域における自立した日常生活を送ることや、要介護状態となることの予防等を行うため、高齢者の在宅生活を支援する観点から、必要な事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援協議体(地域ケア推進会議)委員謝金 375千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
6 認知症総合支援事業費	認知症初期集中支援推進事業	16,016	<p>○ 認知症初期集中支援推進事業 16,016 千円</p> <p>認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う、認知症初期集中支援チームを配置し、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る。また、市民に対して認知症に対する正しい知識等の周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症初期集中支援チーム員(保健師, 看護師)人件費 5,746 千円 ・ 認知症初期集中支援チーム員の研修に係る経費 86 千円 ・ 使用料及び賃借料 164 千円 ・ 認知症支援ネットワーク会議報償金(初期集中支援チーム検討委員会) 192 千円 ・ 認知症ケアパス作成に係る経費 3,305 千円 ・ もの忘れ検診等に係る委託料 5,817 千円 ・ もの忘れ検診票の印刷に係る経費 254 千円 ・ 広報もりおか印刷 163 千円 ・ その他経費(消耗品, 郵便料, 備品購入費) 288 千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
6 認知症総合支援事業費	認知症地域支援・ケア向上事業	3,241	<p>○ 認知症地域支援・ケア向上事業 3,241 千円</p> <p>認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う、認知症地域支援推進員、認知症サポート医を配置し、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症地域支援推進員人件費 2,472 千円 ・ 認知症地域支援推進員社会保険料 386 千円 ・ 認知症地域支援推進員の研修に係る経費 110 千円 ・ 認知症サポート医報償金 240 千円 ・ その他経費(使用料及び賃借料) 33 千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費
---	-----------	---	-----------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
7 地域ケア会議推進事業費	地域ケア会議推進事業	400	<p>○ 地域ケア会議推進事業</p> <p>介護保険法の規定に基づき、各地域での課題の整理や解決に向けた取組を検討する地域ケア会議を開催するとともに、地域ケア会議で検討された地域課題等を解決していくための住民主体の取組を支援することにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステム構築推進事業補助金 400千円 <p style="text-align: right;">400千円</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	4 その他諸費
---	-----------	---	---------

長寿社会課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 審査支払手数料	審査支払手数料	5,982	<p>○ 審査支払手数料 5,982千円</p> <p>地域支援事業における第1号訪問事業負担金(訪問型サービス), 第1号通所事業負担金(通所型サービス)及び第1号介護予防支援事業 負担金を岩手県国民健康保険団体連合会を通じて支払うために必要と なる経費。</p> <p>・ 岩手県国民健康保険団体連合会審査手数料 5,982千円</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	5 高額介護予防サービス費
---	-----------	---	---------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 高額介護予防サービス費	高額介護予防サービス費	138	<p>○ 高額介護予防サービス費 138千円</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスを利用し、一定の限度額を超えた場合に、被保険者の負担軽減を図るため、限度額を超えた分のサービス費を支給するもの。</p> <p>・ 高額介護予防サービス費 138千円</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	6 高額医療合算介護予防サービス費
---	-----------	---	-------------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 高額医療合算介護予防サービス費	高額医療合算介護予防サービス費	140	<p>○ 高額医療合算介護予防サービス費 140千円</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスを利用し、医療費と合算して一定の限度額を超えた場合に、被保険者の負担軽減を図るため、限度額を超えた分のサービス費を支給するもの。</p> <p>・ 高額医療介護合算予防サービス費 140千円</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	4 基金積立金	項	1 基金積立金
---	---------	---	---------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 ・ 等 の 説 明
1 基金積立金	介護給付費準備基金積立金	470,481	<p>○介護給付費準備基金積立金</p> <p>介護保険費特別会計の余剰金、及び、積立済みの基金から生じる預金利子の介護給付費準備基金への積み立て。</p> <p>第1号被保険者の保険料率は3年を単位とした事業計画期間毎に設定されていることから、当該期間内の給付費等の変動に対処するため積み立てを行う。</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	5 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金
---	--------	---	--------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 第1号被保険者保険料還付金	第1号被保険者保険料還付金	5,200	○第1号被保険者保険料還付金 過年度納付分保険料の過誤納に係る還付金を支出する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	5 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金
---	--------	---	--------------

介護保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
2 償還金	償還金	2	<p>○償還金</p> <p>前年度において介護給付費の国・県の負担金又は介護給付費交付金（社会保険診療報酬支払基金）の確定額を超える額が市に交付された場合に、超えた額を返還する。</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	5 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金
---	--------	---	--------------

長寿社会課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 償還金	償還金	2	<p>○ 償還金 2千円</p> <p>28年度地域支援事業交付金及び地域支援事業支援交付金額の確定額を超える交付金が交付された場合、その超える額を返還するもの。</p> <p>・ 償還金 2千円</p>

介護保険費特別会計【歳出】

款	5 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金
---	--------	---	--------------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
3 第1号被保険者還付加算金	第1号被保険者還付加算金	100	○第1号被保険者還付加算金 過誤納金の還付に伴う、還付加算金を支出する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	6 予備費	項	1 予備費
---	-------	---	-------

介護保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 予備費	予備費	1,000	○予備費 予期しなかった予算外の支出又は予算超過の支出が生じた場合に予備費を充当する。

後期高齢者医療費特別会計【歳入】

款	1 後期高齢者医療 保険料	項	1 後期高齢者医療 保険料
---	------------------	---	------------------

健康保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 特別徴収保険料	現年度分	1,454,891	<p>○ 特別徴収保険料 後期高齢者医療保険料のうち、受給している年金からの天引きによる納付（特別徴収）分に係る保険料額。 なお、納付された保険料は市で徴収後、全額を岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。</p>

後期高齢者医療費特別会計【歳入】

款	1 後期高齢者医療 保険料	項	1 後期高齢者医療 保険料
---	------------------	---	------------------

健康保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
2	現年度分	924,138	<p>○ 普通徴収保険料</p> <p>後期高齢者医療保険料のうち、納付書等により金融機関等での納付（普通徴収）分に係る保険料額。 なお、納付された保険料は市で徴収後、全額を岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。</p>
	普通徴収保険料		

後期高齢者医療費特別会計【歳入】

款	3 繰入金	項	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 保険基盤安定繰入金	保険基盤安定繰入金	501,847	<p>○ 保険基盤安定繰入金 保険基盤安定負担金に係る一般会計からの繰入金。 保険料の軽減額に対する負担金として岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。</p>

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費
---	-------	---	---------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 一般管理費	一般管理事務	2,875	<p>後期高齢者医療に係る一般管理事業を円滑に進めることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時補助員賃金等 2,057 千円 ・印刷製本費（発送用窓あき封筒等） 671 千円 ・その他の経費 147 千円

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	2 徴収費
---	-------	---	-------

健康保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 徴 収 費	徴収事務	34,660	<p>窓口業務や保険料徴収に係る一般経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証, 納入通知書送付に係る郵便料等 8,697 千円 ・コンビニ収納代行手数料 416 千円 ・収納消込業務委託料 342 千円 ・後期高齢者医療システム等委託料 14,009 千円 ・電話催告業務委託等 810 千円 ・電話催告業務パソコン借上料 50 千円 ・後期高齢者医療システム機器等借上料 9,775 千円 ・その他の経費 561 千円

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	2 後期高齢者医療 広域連合納付金	項	1 後期高齢者医療 広域連合納付金
---	----------------------	---	----------------------

健康保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	2,895,680	<p>保険料，保険基盤安定負担金等を岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料負担金 2,392,968 千円 ・ 保険基盤安定繰入金 501,847 千円 ・ 延滞金負担金 865 千円

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	3 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金
---	--------	---	--------------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 保険料還付金	保険料還付金	6,000	保険料の過誤納による還付金。 ・保険料還付金 6,000 千円

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	3 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金
---	--------	---	--------------

健康保険課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2	還付加算金	200	保険料の過誤納による還付加算金。 ・ 還付加算金 200 千円
	還付加算金		

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	4 予備費	項	1 予備費
---	-------	---	-------

健康保険課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 予備費	予備費	1,000	特別会計運営に係る予備費。 ・予備費 1,000 千円

中央卸売市場費特別会計【歳入】

款	1 使用料及び手数料	項	1 使用料
---	------------	---	-------

中央卸売市場業務課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 市場使用料	市場使用料	120,239	○ 市場使用料 120,239 千円 卸売業者の取扱高及び仲卸業者の直接集荷取扱高に係る使用料収入である。 ・ 青果物取扱高割使用料 74,056 千円 ・ 水産物取扱高割使用料 46,183 千円
	施設使用料	515,197	○ 施設使用料 515,197 千円 市場施設の貸出しに伴う使用料収入である。 ・ 青果物卸売場等使用料 239,085 千円 ・ 水産物卸売場等使用料 104,699 千円 ・ 関連事業者施設使用料 168,014 千円 ・ 会議室等使用料 3,399 千円
	土地使用料	8,309	○ 土地使用料 8,309 千円 市場内の土地の貸出しに伴う使用料収入である。

中央卸売市場費特別会計【歳入】

款	2 繰入金	項	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------

中央卸売市場業務課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	583,423	<p>○ 一般会計繰入金</p> <p>総務副大臣通知による一般会計が市場特別会計に繰出しを行う場合の基準に基づき算定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業費用の30% 89,458 千円 ・ 建設改良費に係る償還元金の50% 317,750 千円 ・ 建設改良費に係る償還利子の50% 50,233 千円 <p>その他の繰入金 125,982千円</p>

中央卸売市場費特別会計【歳入】

款	4 諸 収 入	項	1 雑 入
---	---------	---	-------

中央卸売市場業務課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 雑 入	場内業者光熱水費 立 替 金 収 入	169,992	<p>○ 場内業者光熱水費立替金収入 169,992千円 場内業者の光熱水費等を立替支出していることに伴う収入である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買参加者章立替金 36千円 ・ 灯油使用料立替金 262千円 ・ 電気使用料立替金 139,727千円 ・ 水道使用料立替金 13,641千円 ・ 下水道使用料立替金 2,932千円 ・ 電話使用料立替金 8,285千円 ・ 電話システム(PBX)保守料立替金 4,309千円 ・ 除排雪費立替金 800千円
	雑 入	56,283	<p>○ 市場電気売払収入 56,283千円</p> <p>盛岡市中央卸売市場メガソーラー事業(太陽光発電)に係る東北電力㈱への売電収入である。</p>

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	1 市場総務費	項	1 市場管理費
---	---------	---	---------

中央卸売市場業務課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1	一般管理事業	577,013	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理事業 市場施設及び設備の管理運営を適切に行い、生鮮食料品の安定供給を図るため実施するものである。 ・ 報酬 8,074 千円 ・ 職員給与費(給料・手当・共済費:12人) 88,131 千円 ・ 社会保険料 1,664 千円 ・ 臨時補助員賃金 2,494 千円 ・ 旅費 257 千円 ・ 消耗品費等 1,621 千円 ・ 燃料費 2,043 千円 ・ 光熱水費 168,981 千円 ・ 施設修繕料 19,560 千円 ・ 役務費 10,829 千円 ・ 委託料 <ul style="list-style-type: none"> 1 建物管理関係業務委託 74,839 千円 2 施設警備業務委託 20,685 千円 3 建物清掃業務委託 9,656 千円 4 情報処理関係業務委託 7,642 千円 5 環境衛生関係業務委託 9,547 千円 6 除雪業務委託 1,600 千円 7 PCB処分業務委託 14,500 千円 ・ 使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> 1 システム機器賃借 15,552 千円 2 太陽光発電設備賃借 43,546 千円 3 LED機器賃借 2,007 千円 4 下水道使用料 5,467 千円 5 複写機使用料等 152 千円 ・ 負担金 <ul style="list-style-type: none"> 1 市場運営協力会関係負担金 4,336 千円 2 全国中央卸売市場協会関係負担金 140 千円 3 会議講習会等出席負担金 60 千円 ・ 国有資産等所在市町村交付金 13,177 千円 ・ 消費税 50,453 千円

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	1 市場総務費	項	1 市場管理費
---	---------	---	---------

中央卸売市場業務課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明						
2 運営事業費	市場運営事業	7,408	<p>○ 市場運営事業 卸売業者及び場内業者に対する検査の一部を公認会計士へ委託する等、検査・指導を実施することにより、業務の適正化及び経営の健全化を図ろうとするものである。</p> <p>・ 委託料</p> <table border="0"> <tr> <td>1 卸売業者等財務検査業務委託</td> <td>951 千円</td> </tr> <tr> <td>2 財務アドバイザー業務委託</td> <td>324 千円</td> </tr> </table> <p>盛岡中央市場冷蔵㈱に対し、長期借入金(施設建設費)償還に対する支援を実施するものである。</p> <p>・ 補助金</p> <table border="0"> <tr> <td>盛岡中央市場冷蔵㈱建設費償還補助金</td> <td>6,133 千円</td> </tr> </table>	1 卸売業者等財務検査業務委託	951 千円	2 財務アドバイザー業務委託	324 千円	盛岡中央市場冷蔵㈱建設費償還補助金	6,133 千円
1 卸売業者等財務検査業務委託	951 千円								
2 財務アドバイザー業務委託	324 千円								
盛岡中央市場冷蔵㈱建設費償還補助金	6,133 千円								

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	1 市場総務費	項	1 市場管理費
---	---------	---	---------

中央卸売市場業務課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 運営事業費	市場活性化事業	653	<p>○ 市場活性化事業 市場機能の強化を図り、生鮮食料品が安定的に供給される活発な市場取引ができる環境づくりに向けて、市場活性化ビジョンに基づき、業者間の連携、経営基盤の強化及び販売促進に向けた事業を推進するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 <ul style="list-style-type: none"> 魚介類をテーマとする講習会講師謝金 46 千円 市場活性化セミナー講師謝金 30 千円 ・ 火災保険料等 20 千円 <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場開放デーに係る賠償責任保険料 ・ 委託料 <ul style="list-style-type: none"> 活性化アクション助言指導業務委託 127 千円 卸売市場開放デー警備業務委託 207 千円 ・ 機械器具借上料 87 千円 <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場開放デーの際に使用するバルーン投光器 ・ 負担金 <ul style="list-style-type: none"> 残留農薬検査経費 136 千円

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	2 公債費	項	1 公債費
---	-------	---	-------

中央卸売市場業務課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 元金	市債償還事務	765,196	<p>○ 市債償還事務 市場の建設事業費に係る長期借入金元金の償還である。</p> <p>・ 長期借入金償還元金 765,196 千円</p>

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	2 公債費	項	1 公債費
---	-------	---	-------

中央卸売市場業務課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
2 利子	市債償還事務	102,675	<p>○ 市債償還事務 市場の建設事業費に係る長期借入金利子の償還である。</p> <p>・ 長期債借入金償還利子 102,675 千円</p>

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	3 予 備 費	項	1 予 備 費
---	---------	---	---------

中央卸売市場業務課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 予備費	予 備 費	500	<p>○ 予備費 中央卸売市場費特別会計に係る予備費である。</p> <p>・ 予備費 500 千円</p>

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費
---	---------	---	---------

管 財 課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 基金管理事務費	基金管理事務	1	○基金管理事務 土地開発基金運用収入額を一般会計に繰り出すもの。 繰出金（土地開発基金運用利息相当分）
			1千円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費
---	---------	---	---------

環境企画課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 基金 管理 事務 費	基金管理事務	3	<p>○基金管理事務 土地開発基金の取得した財産の不動産（電柱・支線）賃貸料収入を一般会計に繰り出すもの。</p> <p>・繰出金 3千円</p>

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費
---	---------	---	---------

道路建設課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 基金 管理 事務 費	基金管理事務	7,070	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基金管理事務 ・ 下の橋駐車場維持管理経費 3,895 千円 ・ 土地開発基金運用収入繰出金 3,175 千円 (土地開発基金の運用益を一般会計に繰出すもの。)

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費
---	---------	---	---------

市街地整備課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 基金 管理 事務 費	基金管理事務	262	<p>○基金管理事務</p> <p>・盛岡駅前南地区市有地貸付収入の繰出</p> <p style="text-align: right;">262千円</p>

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費
---	---------	---	---------

企画調整課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 基金管理事務費	基金管理事務	1	○ 基金管理事務 土地取得事業費特別会計繰出金 1千円 土地取得事業費特別会計から一般会計への繰出金

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費
---	---------	---	---------

観光交流課

目	科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
1 基金 管理 事務 費	基金管理事務	6,287	<p>○ 基金管理事務</p> <p>鉦屋町保存建築物等活用事業に伴い、旧市立病院跡地を賃貸する。</p> <p>繰出金</p> <p>ユニバース鉦屋町店駐車場用地 4610.56㎡</p> <p>地番 鉦屋町260番1</p> <p>契約月日 平成22年3月24日</p> <p>契約期間 平成22年4月1日～平成42年2月18日 月額523,850円</p> <p>繰出金 6,286,200円</p>

東中野財産区特別会計【歳出】

款	1 財産費	項	1 財産管理費
---	-------	---	---------

管 財 課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 財産 管理 費	財 産 管 理 事 務	2,677	○財産管理事務 東中野財産区の運営及び財産区所有財産の適正管理を行なう。 財産区管理会委員報酬 中野地区振興協議会負担金 一般会計繰出金 (東中野財産区特別会計において、歳入から繰出金以外の歳出を差し引いた額を、 財政調整基金に積み立てるため一般会計へ繰り出すもの。) その他の経費
			2,677千円 202千円 3千円 1,973千円 499千円

款	1 財産管理費	項	1 財産管理費
---	---------	---	---------

管 財 課

目	科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
1 財産管理費	財産管理事務	704	○財産管理事務 704千円 東中野，東安庭，門財産区の運営及び財産区所有財産の適正管理を行なう。 財産区管理会委員報酬 202千円 中野地区振興協議会負担金 3千円 その他の経費 499千円

